

第8章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画における施策は、保健分野に限らず、医療、福祉、教育、就労、まちづくりなど、幅広い分野にわたるものであるため、庁内の全部署に本計画の周知を行うとともに、保健部署を中心に関係各課との連携を密にし、全庁的に取組を推進できる体制整備に努めます。

(2) 地域及び関係団体等との連携、協働

町民一人ひとり、また地域全体の健康づくりを推進するには、町民、家庭、地域、関係団体、行政等がそれぞれの役割を果たしながら連携して取組を推進することが大切です。

そのため、自治会や地域で活動する団体、様々な関係機関等との連携を強化し、地域の健康課題や目指す姿を共有し、協働することで、健康づくりの機運を高め、地域ぐるみで取組を推進できるよう、連携体制の充実を図ります。

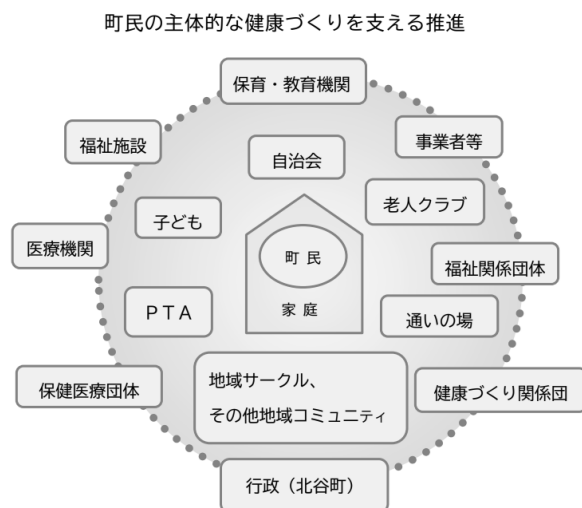
また、取組の推進にあたっては、沖縄県や近隣市町村等との情報共有、相互協力により、広域的な調整が行えるよう連携していきます。

(3) 地域特性に応じた町民主体の健康づくりの推進

健康なまちづくりを推進するためには、各種保健統計情報の分析や地区保健活動に

よって得た地域に身近な情報等に基づき、町民、家庭及び地域全体の健康課題を明らかにし、地域の実情に応じた対策等について総合的に捉えることが重要です。

そのためには、地域に密着した保健活動が展開できる町保健師の地区担当制を今後も継続し、町民の実態や健康問題の背景にある要因を把握するとともに、町民、地域と顔の見える関係を構築し、地域特性を活かした町民の自助・互助による主体的な健康づくりを継続的に支援していきます。



2. 進行管理

計画の推進にあたっては、取組の進行管理が重要です。

本計画の実行性を確保するため、PDCA サイクルを活用し、市民の健康に関する概況データ及び本計画に掲げる各施策の取組状況等について、年度ごとに状況を把握し、以後の取組に反映していきます。

また、実質的な成果を中間段階で確認するため、計画期間の中間年度に当たる令和 12 年度に、計画の進捗状況や策定時に設定した目標の妥当性等について中間評価を行い、社会情勢の変化なども勘案しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

